

募集

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター

障がいのある人と、ない人との心のふれあいの体験をつづった作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集します。入賞者には、賞状などを贈呈します。詳しくは、府ホームページをご覧ください。

対▽作文Ⅱ小学生から一般まで▽ポスターⅡ小・中学生のみ
提▽作文Ⅱ400字詰め原稿用紙(縦書き)を小・中学生は2〜4枚、高校生、一般は4〜6枚▽ポスターⅡB3画用紙または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

申・問9月6日(水)までに大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ
TEL 06・6941・0351
FAX 06・6942・7215

障害者(児)各種手当の現況確認

現在、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人へ、8月に現況届を送付します。提出期限までに障害福祉課に書類を必ず提出してください。

提出期間

8月10日(木)〜9月11日(月)

手当の案内

▽特別障害者手当

20歳以上で重度の障害の状態にある

募集

老人美術作品展

募集作品・大きさなど

▽絵画:50号以内▽書道:1.10m(12平方尺)以内で縦横自由、軸表装または張り表装▽写真:四つ切り以上(組写真は四つ切り以内3枚以内)でパネルまたは額装▽陶芸▽俳句▽手芸▽短歌

出品点数 1人1部門1点で自作未発表のもの

応募資格 60歳以上の市内在住者

提8月28日(月)〜9月2日(土)の開館時間中に、菊水・佐太老人福祉センターへ持参

老人美術作品展

時9月8日(金)〜12日(火)

場・問菊水老人福祉センター

TEL 06・6992・7622

問 佐太老人福祉センター

TEL 06・6901・5748



ため、日常生活において常時特別な介護が必要な障害者に対して支給される手当です。

対①身体障害者手帳1・2級(障害別等級)の異なる身体障害が重複している人
②重度の身体障害と最重度の知的障害が重複している人
③重度の精神障害または最重度の知的障害であって、日常生活で動作・行動が著しく困難な状態にある人など

▽障害児福祉手当
20歳未満で重度の障害の状態であり、日常生活において常時介護が必要な障害児に対して支給される手当です。



ハートちゃん

愛の献血にご協力を

時・場▽8月17日(木)10:00~12:00, 13:00~14:00・守口市役所
▽8月27日(日)10:00~16:00
イオンモール大日(守口ライオンズクラブ)
日本赤十字社の活動は、皆さんから寄せられる「寄付金」で支えられています。27日(日)は、献血会場で骨髄バンクドナー登録ができます。

問健康福祉部総務課 TEL06-6992-1570

9月1日は「防災の日」

大正12年9月1日M7.9の地震により死者、行方不明者10万5千500人が犠牲となる、関東大震災が発生しました。これを教訓とし、毎年9月1日を「防災の日」と定め、地震に対する日頃の備えを、再認識するものとしています。

地震災害から身を守るために、以下の点に留意して、日頃から地震に備えておきましょう。

▽強い揺れなどを感じたら、机などの下に身をかくし、座布団などで頭部を保護する。

▽揺れがおさまれば、すばやく火の始末をする。

▽あわてて外へ飛び出すことなく、落

対①身体障害者手帳の1・2級(障害別等級)所持者

②身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状があり、常時介護を要する人
③最重度の知的障害または精神の障害のある人で、日常生活において常時介護を要する人

④身体の障害または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複し、その状態が①〜③と同程度と認められる人
いずれの手当を受給する場合も在宅の人が対象です。また、所得制限がありますので、事前に相談してください。

問障害福祉課 TEL06・6992・1630、1635

特別弔慰金の申請は

お済みですか

第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日までです。早めに請求してください。請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

対平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、以下の

ち着いて行動する。

▽非常持ち出し品の準備や避難所の確認など、日頃から備えをする。

▽家具やロッカーを固定し、転倒を防止する。

▽強い余震に気を付ける。

問守口市門真市消防組合消防本部警備課 TEL06・6906・1305

花火で遊ぶ時の注意点

①子どもだけで花火をさせない。子どもは火の怖さを知りません。大人はちょっとした悪ふざけなどを子どもが真似しないように、責任を持って一緒に花火をしてください。

順番で順位が先になるご遺族一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母

④兄弟姉妹

注 戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 右記1〜3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

注 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限りません。

支給内容

▽国債名称

第十回特別弔慰金国庫債券 1号

▽額面25万円(5年償還)

問健康福祉部総務課

TEL 06・6992・1570



②水バケツは絶対に用意する。

水バケツは遊び終わった花火をしっかりと消すためと、もし何かに燃え移った時の消火用として使います。花火に火をつける時はライターやマッチからつけるのではなく、ローソクの火から点火しましょう。

③人に花火を向けない。また周囲に燃えやすい物は置かない。

④風が強い時は花火をしない。

⑤手持ち花火または筒などの打ち上げ花火で、途中で火が消えたり、火がつかない場合は絶対に筒の中を覗き込んだり触ったりしない。

問守口消防署

TEL 06・6993・0119

ご協力ありがとうございました

市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額届けています。

3月31日までにご協力いただいた人の名前は次のとおりです(敬称略)。

▽平成28年熊本地震災害義援金
喫茶あまみ・岡田尚子

なお、東日本大震災、鳥取県中部地震、熊本地震の各義援金は3月31日をもって受け付けを終了しました。

今後の問い合わせ

問日本赤十字社大阪府支部
TEL06-6943-0707



「九州大雨災害義援金」について

市では、7月5日からの大雨により被災された皆さんへの支援としての義援金の受け付けをしています。

受付期間 8月31日(木)まで

場・問健康福祉部総務課
TEL06-6992-1570

